

類別及び一般の名称：機械器具（25）医療用鏡／再使用可能な内視鏡用非能動処置具

一般医療機器（JMDN コード：38818000）

## 販売名：内視鏡用器械

（FESS のみ＜片刃／直＞）

### \*【禁忌・禁止】

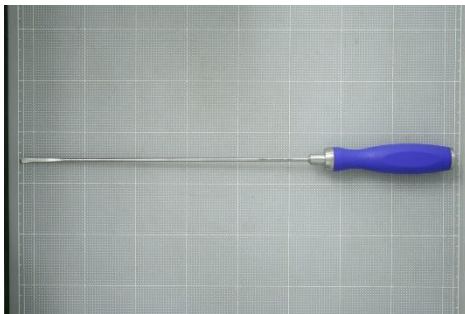
1. 本製品の加工、改造等は絶対に行わないこと。〔振動、切削、打刻等により製品を著しく劣化、消耗させ、故障、破損の原因となるため〕
2. 本製品は骨の切除には使用しないこと。〔ピン、又は構成部品が破損する〕
3. 長狭の管腔構造を有する製品はハイスピード滅菌、プラズマ滅菌をしないこと。〔滅菌不全となるため〕

### 【形状・構造及び原理等】

1. 原材料／材質：ステンレス鋼、シリコーンゴム

#### 2. 形状、構造

本製品の形状は以下のとおり。



#### \*3. 原理

本製品のハンドル部を操作することにより、先端部が開閉し、目的部位を把持、回収、切除等をする。

### 【使用目的又は効果】

本製品は、内視鏡治療時に専用の内視鏡とともに使用する器具で、組織又は異物の把持、回収、切除、クリップ、結紮、薬液の送込、吸引、管腔の拡張、探針等の機械的作業に用いるものをいう。電気（高周波、電磁気、超音波、レーザーエネルギー等）を使用せずに作動する。本品は再使用可能である。

### \*【使用方法等】

1. 本製品は未滅菌品である。【保守・点検に係る事項】の手順に従い、使用前、使用後には必ず点検を行い、洗浄及び滅菌を行うこと。
2. 本製品は、ハンドル部を操作し、先端部を開閉させて、目的部位を把持、回収、切除等をする。

### \*【使用上の注意】

1. 重要な基本的注意
  - 1) 本製品で、骨や硬い部分を砕いたり叩いたりしないこと。〔特に先端刃部が曲がる、折れる等の破損が起こる〕
  - 2) 本製品の能力以上（大きい、硬い）の組織を切除しようとすると先端部（刃先等）に無理な力が加わり破損する。
  - 3) ワーキングチャネルからねじらずに真っ直ぐに引き抜くこと。
  - 4) 本製品は、てこ（こじる）のように使用しないこと。〔変形、破損する〕

#### 2. 不具合、有害事象

以下の不具合・有害事象が発現する可能性がある。

##### 〔重大な不具合〕

- ・ 不適切な取り扱い、洗浄、管理による破損、変形、腐食、分解、変色、屈曲
- ・ 金属疲労による器械器具の破損、分解

##### 〔重大な有害事象〕

- ・ 不適切な取り扱い、使用方法による血管、神経、軟部組織、筋肉、内臓、骨、若しくは関節の損傷
- ・ 破損した器械器具の破片の体内留置
- ・ 感染症
- ・ 金属アレルギー

以上の有害事象の治療のため、再手術が必要な場合もある。

### 【保管方法及び有効期間等】

#### 1. 保管方法

- 1) 本製品は、高温、高湿を避け、塵やほこりのない清潔な場所に保管すること。また、水気や薬品、直射日光に曝されないよう細心の注意を払うこと。
- 2) 本製品は保管の際、変形や損傷の原因となりうる硬い物への接触や、衝撃を避けるよう注意を払うこと。

#### 2. 使用期間

【保守・点検に係る事項】の3.に基づき点検した結果、不良箇所が認められたとき及び不良が疑われるとき。

### \*【保守・点検に係る事項】

#### 1. 洗浄（推奨例）

- 1) 使用後は直ちに洗浄を行うこと。直ちに洗浄できない場合は、血液溶解剤に浸漬したり、蛋白凝固防止剤を噴霧するなどして、汚れが固着しないように予備洗浄すること。
- 2) ステンレス鋼を腐食させる可能性があるため、塩素系の消毒剤の使用は避けること。
- 3) 取り外せるタイプの製品は取り外し、ストッパーのあるものは開き、医療用中性酵素系洗浄剤に浸漬したのち、やわらかい洗浄用ブラシ等で入念に洗浄する。洗浄後は血液塊等の異物がないことを確認する。
- 4) 可動部を有する製品は可動部をよく動かしながら洗浄を施すこと。
- 5) 残留洗剤や組織片等がなくなるまで完全脱イオン水（R0水）で十分にすすぎ、清潔な布で水分を拭き取ること。
- 6) 洗浄後は腐食防止のために直ちに乾燥すること。
- 7) 強アルカリ、強酸性洗剤・消毒剤は器具を腐食させる恐れがあるので、使用を避けること。やむを得ず使用する際は、本製品の状態を確認し腐食が発生しないよう洗浄すること。
- 8) 錆取、熱やケ除去作用のある洗浄剤を使用すると、表面光沢が変化する場合がある。
- 9) 金属たわし、クレンザー（磨き粉）等は、器具の表面が損傷するので汚物除去及び洗浄時に使用しないこと。
- 10) 機械洗浄する場合は、各施設での洗浄ガイドラインに従い、洗浄時間、手順等については使用する装置の取扱説明書を遵守すること。洗浄剤の使用は上記の方法に従うこと。

- 11) 洗浄装置（超音波洗浄装置等）を使用するときには、鋭利部同士が接触して損傷することがないように注意すること。
- 12) 接合部（BOX等）、窓及び穴、中空構造等、隙間部分を有する製品は、隙間部分が適切に洗浄されていることを確認すること。
- 13) 接合部（BOX等）及び可動部を有する製品は動きをスムーズにするために、洗浄、乾燥後に医療用潤滑剤を塗布すること。

## 2. 滅菌

洗浄を行った後、滅菌処理を必ず行うこと。

下記の条件、あるいは滅菌装置の製造元、又は施設の定める方法で滅菌を行うこと。

推奨滅菌条件

| 滅菌方法   | 温度       | 時間    |
|--------|----------|-------|
| 高圧蒸気滅菌 | 115～118℃ | 30 分間 |
| 高圧蒸気滅菌 | 121～124℃ | 15 分間 |
| 高圧蒸気滅菌 | 126～129℃ | 10 分間 |

長狭の管腔構造を有する製品はハイスピード滅菌、プラズマ滅菌に対応していない。

但し、クロイツフェルト・ヤコブ病に罹患している、或いはその疑いがある患者の手術を行った場合は、「クロイツフェルト・ヤコブ病感染予防ガイドライン」で推奨されている洗浄・滅菌方法にて処理すること。

## 3. 使用者による保守点検事項

- 1) 使用前及び使用後は、本製品に汚れ、変形、キズ、ヒビ割れ、破損、ネジ・ピン等の緩み、外れ等がないか、先端部（刃先等）が切除できるか、刃部の磨耗、劣化、変色、機能低下等がないか、動作、外観に異常がないか確認すること。
- 2) 接合部（BOX等）及び可動部分の潤滑が重要であるため、滅菌前に必ず医療用潤滑剤を塗布すること。
- 3) 鉱物油、石油、シリコーンベースの潤滑剤は使用しないこと。
- 4) 必要に応じて点検し器具が正常に動くことを確認すること。その際、破損、機能低下がないか十分点検を行うこと。
- 5) 使用を重ねることにより受ける、反復的な応力により金属疲労、及び材料疲労に曝されるため、明らかな疲労が見られる場合は、その器具は破棄し新しい製品と取り替える必要がある。

## 4. その他の保守点検事項

- 1) 本製品は、必ず定期的な保守、点検に出すこと。また、未使用の場合でも1年に1回は必ず保守、点検に出すこと。
- 2) 本製品は、当社以外の修理業者に修理を依頼しないこと。
- 3) 本文中で不明な点は、下記連絡先に問い合わせること。

## \*【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者、製造業者

株式会社 田中医科器械製作所

TEL : 03-3894-7700

FAX : 03-3894-7795

URL : <http://www.e-tanaka.co.jp/>